

各コースの概要

【 放射線の安全取扱いに関する全学講習会(講義コース) 】

【 放射線の安全取扱いに関する全学講習会(実習コース) 】

本学で放射線やRIを取り扱うための教育訓練であり、この教育訓練は法令で義務付けられています。この講習会を受講し、放射線業務従事者として登録されることで、密封RI、非密封RI(放射性薬剤など)、放射線発生装置(加速器)の取り扱いが出来るようになります。

【参考】各講習会と修了後に取り扱うことで出来る内容との対応(次ページ)

【参考】本学の放射線取扱者としての登録までの流れ(次々ページ)

【 エックス線の安全取扱いに関する全学講習会 】

本学でエックス線装置(1 MeV 以下)を取り扱うための安全教育です。「放射線の安全取扱いに関する全学講習会」を受講済の方は、「エックス線の安全取扱いに関する全学講習会」を別途受講する必要はありません。

【参考】各講習会と修了後に取り扱うことで出来る内容との対応(次ページ)

ご自身がどちらのコースを受講すればよいのかわからない場合は、指導教員または利用する施設の管理者にお尋ね下さい。

放射線の安全取扱いに関する全学講習会（講義コース）（実習コース）
 エックス線の安全取扱いに関する全学講習会 項目・時間数

講義コース

実施項目名	法定項目(※)	時間数
・放射線の人体に与える影響	イ 放射線の人体に与える影響	30分
・放射線概論	ロ 放射性同位元素等又は放射線、発生装置の安全取扱い	2時間
・放射線の安全取扱い		
・放射性同位元素等の規制に関する法令及び学内の安全管理体制	ハ 放射線障害の防止に関する法令、及び放射線障害予防規程	30分

実習コース

実施項目名	法定項目	時間数
・放射線施設への立ち入り ・サーベイメータの使い方 ・非密封 RI の安全取扱い	ロ 放射性同位元素等又は放射線、発生装置の安全取扱い	2時間

エックス線コース

実施項目名	法定項目	時間数
・エックス線の安全取扱い	_____	1時間
・エックス線取扱いに関する法令	_____	30分

(※)

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

第二十一条の二

【参考】 各講習会と修了後に取扱える内容との対応

- 密封放射性同位元素、非密封放射性同位元素（放射性薬剤など）、放射線発生装置（加速器）の取扱い
 - ⇒ 『放射線の安全取扱いに関する全学講習会（講義コース）』と
『放射線の安全取扱いに関する全学講習会（実習コース）』の2つの講習会の修了が必要

- 放射光施設において放射光ビームのみの取扱い（放射光ビームコース利用）
 - ⇒ 『放射線の安全取扱いに関する全学講習会（講義コース）』の修了が必要

- エックス線装置（1MeV 未満）、電子顕微鏡、表示付認証機器の取扱い
 - ⇒ 『エックス線の安全取扱いに関する全学講習会』または
『放射線の安全取扱いに関する全学講習会（講義コース）』のどちらかの講習会の修了が必要

全学講習会 取扱える内容	講義コース ＋ 実習コース	講義コース	エックス線
密封放射性同位元素	○	×	×
非密封放射性同位元素 （放射性薬剤など）	○	×	×
放射線発生装置（加速器）	○	×	×
放射光施設での 放射光ビームコース利用	○	○	×
エックス線装置（1MeV 未 満）	○	○	○
電子顕微鏡	○	○	○
表示付認証機器	○	○	○

【参考】 本学の放射線取扱者としての登録までの流れ

① 放射線取扱者としての登録を、各部局（事業所）の担当部署に申請する。

注1：登録を申請すべき部局は、必ずしも事務上の所属部局と同じとは限りません。全学講習会の受講申込みの前に、同じ研究室の職員や所属部局の放射線管理部署などに、登録申請先の部局（事業所）を必ず確認して下さい。

【例1】 工学部や工学研究科の学生で、指導教員が「金属材料研究所」や「多元物質科学研究所」などに所属している場合は、登録申請を「金属材料研究所」や「多元物質科学研究所」に行う。

【例2】 環境科学研究科に所属する場合は、「工学研究科・工学部」に登録申請を行う。

注2：全学講習会の「受講申込書」中の「放射線取扱者登録先の部局（事業所）」の欄では、この申請先の部局（事業所）を選択して下さい。

注3：部局（事業所）により、②、③の後に行う場合もあります。各部局（事業所）の担当部署の指示に従って下さい。

② 全学講習会を受講する。

注4：以前所属していた大学等で同様の教育訓練を受けた場合には、全学講習会の受講が必要でない場合があります。詳しくは、①で説明した登録申請先の部局（事業所）の担当部署にお訊ね下さい。

注5：受講完了者のリストは3日～1週間程度で部局の担当部署が閲覧できるようになります。

③ 必要な健康診断、教育訓練を受ける。

注6：部局（事業所）により、①、②の前に行う場合があります。①で説明した登録申請先の各部局（事業所）の担当部署の指示に従って下さい。

④ 放射線取扱者として登録される。

登録後は、登録先の各部局（事業所）から、以下のような管理を受けることになる。

- ・ 本学様式の放射線取扱者手帳が各人に交付される。
 - ← 手帳は、全学講習会の修了証書とともに大切に管理して下さい。
- ・ 被曝量の管理を受ける（個人被曝線量計を毎月配布される。毎月の被曝量が通知される。）。
- ・ 定期的（年2回程度）に、健康診断の受診を指示される。診断結果が通知される。
- ・ 定期的（年1回程度）に、再教育訓練の受講を指示される。ただし、複数の部局や研究機関（事業所）の放射線施設を利用する場合には、それぞれの施設から教育訓練の受講を指示される。
- ・ 年度ごとに、登録の更新を受ける。
- ・ その他

(2022/07/07)